

告 示

埼玉県告示第八百二十一号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）第六条の規定により、次のとおり公表する。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

人事行政の運営等の状況の公表

第 1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況（令和6年度）

（単位：人）

職種	区分 採用	離職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	629	189	57	289	5	196	0	2	0	738
研究職	17	2	0	7	1	5	0	0	0	15
医療職	64	17	4	25	1	20	0	0	0	67
技能労務職	17	10	2	5	0	9	0	0	0	26
教育職	3,453	625	97	1,033	20	1,921	0	10	1	3,707
警察職	351	24	42	276	5	12	0	0	0	359
企業職	26	4	0	9	0	6	0	0	0	19
合 計 (構成比)	4,557	871 (17.1%)	202 (4.1%)	1,644 (33.3%)	32 (0.6%)	2,169 (44.0%)	0 (0.0%)	12 (0.2%)	1 (0.0%)	4,931 (100%)

(注) 1 上記の数は、暫定再任用職員を含みます。

2 職種の区分については、次のとおりです（以下（2）及び8職員の退職管理の状況に同じ）。

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事及び社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、下水道企業職給料表の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります（以下（2）に同じ）。

(2) 職員の昇任及び降任の状況（令和6年度）

<知事等>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	220	131	100	92	46	22	11	55
研究職	11	3	6	3	2	0	0	3
医療職	24	11	6	5	4	0	0	4
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	1	3	2	0	0	0	0	0
企業職	24	8	9	4	6	3	1	5
合 計	280	156	123	104	58	25	12	67
（構成比）	(36.9%)	(20.6%)	(16.2%)	(13.7%)	(7.7%)	(3.3%)	(1.6%)	

(注) 1 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います（以下同じ）。

<教育委員会>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	84	46	38	5	12	8	2	1
医療職	1	3	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計	85	49	38	5	12	8	2	2
（構成比）	(42.7%)	(24.6%)	(19.1%)	(2.5%)	(6.0%)	(4.0%)	(1.0%)	

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職	193	189	8	139	21
合 計 (構成比)	193 (36.5%)	189 (35.7%)	8 (1.5%)	139 (26.3%)	21

<警察本部長>

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
警察官	254	162	74	42	22	6
一般職員	22	10	8	5	3	1
研究職	0	1	2	0	0	0
合 計 (構成比)	276 (45.6%)	173 (28.6%)	84 (13.9%)	47 (7.8%)	25 (4.1%)	7

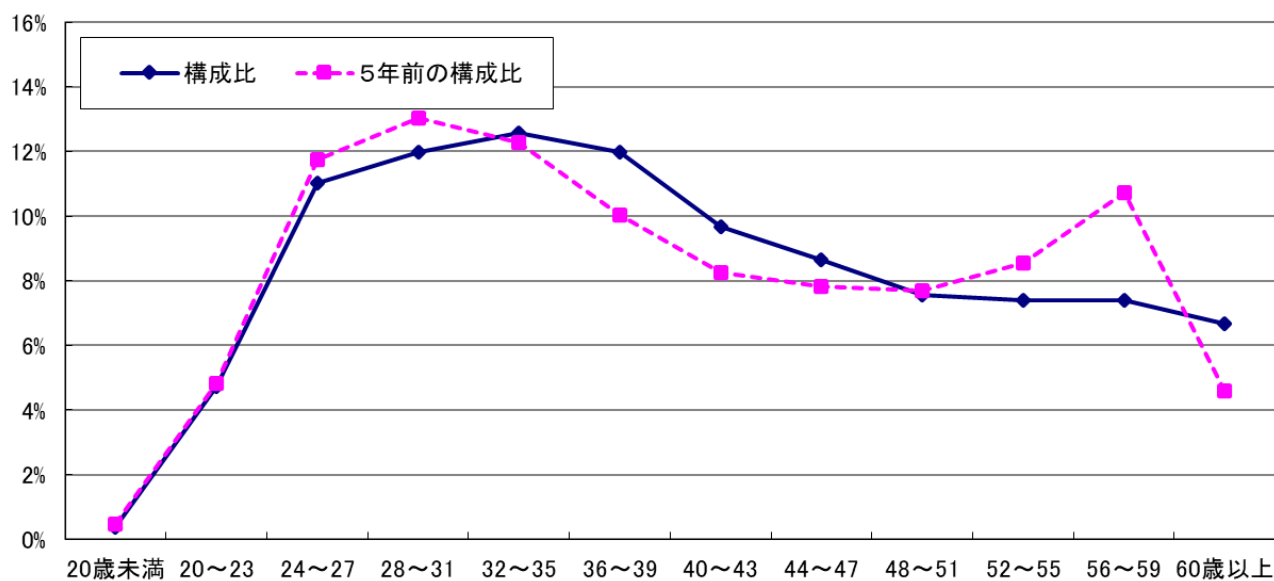
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門			区分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
				令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	68	70	+2	執行体制の強化	
		総 務	1,243	1,240	▲3	執行体制の見直し	
		税 務	570	570			
		民 生	1,106	1,189	+83	児童虐待防止対策の強化	
		衛 生	1,493	1,503	+10	特定再生資源屋外保管業の規制等への対応	
		商 工	322	329	+7	執行体制の強化	
		労 働	206	203	▲3	執行体制の見直し	
		農林水産	915	898	▲17	執行体制の見直し	
		土 木	1,281	1,261	▲20	執行体制の見直し	
		小 計	7,204	7,263	+59		
	教育部門		41,604	41,789	+185	国の定数改善等に伴う増	
	警察部門		12,885	12,982	+97	地方警察官の増員	
	小 計		61,693	62,034	+341		
公営企業部門	病 院		193	198	+5	リハビリ提供体制の充実	
	水 道		347	352	+5	執行体制の強化、浄水場拡張事業等の事業量増加による増員	
	下水道		127	139	+12	下水道管の復旧工事及び再発防止対策等を推進するための体制強化	
	その他		104	102	▲2	執行体制の見直し	
	小 計		771	791	+20		
合計			62,464	62,825	+361		

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 239	人 2,966	人 6,934	人 7,527	人 7,891	人 7,534	人 6,072	人 5,425	人 4,752	人 4,643	人 4,645	人 4,197	人 62,825

(5) 職員定数の適切な管理

業務のスクラップ・アンド・ビルドや事業手法の見直しを絶えず行うとともに、災害対応など県民の生命・財産に重大な影響を及ぼす事案に迅速的確に対応するため、組織体制及び職員定数等を見直しています。

なお、企業局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。

2 職員の人事評価の状況

＜知事及び教育委員会（事務局職員）＞

評価制度の概要	・実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価 ①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用） ②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定 ・能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価																																	
対象職員	一般職の職員																																	
評価期間等	・実績評価 評価基準日：2月1日 評価対象期間：4月1日～3月31日 ・能力評価 評価基準日：11月1日 評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間）																																	
評価の基準	・実績評価（最終評価）<table><tr><th>評語</th><th>内容</th><th>分布制限</th></tr><tr><td>S</td><td rowspan="2">実績が特に良好である (Sは実績が極めて良好な場合)</td><td>対象者数の10%以内</td></tr><tr><td>A</td><td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td></tr><tr><td>B</td><td>実績が良好である</td><td rowspan="3">分布制限なし</td></tr><tr><td>C</td><td>実績がやや良好でない</td></tr><tr><td>D</td><td>実績が良好でない</td></tr></table> ・能力評価（最終評価）<table><tr><th>評語</th><th>内容</th><th>分布制限</th></tr><tr><td>S</td><td>職位における期待水準を大きく上まわる</td><td>対象者数の10%以内</td></tr><tr><td>A</td><td>職位における期待水準を上まわる</td><td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td></tr><tr><td>B</td><td>職位における期待水準である</td><td rowspan="3">分布制限なし</td></tr><tr><td>C</td><td>職位における期待水準を下まわる</td></tr><tr><td>D</td><td>職位における期待水準を大きく下まわる</td></tr></table>			評語	内容	分布制限	S	実績が特に良好である (Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の10%以内	A	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	実績が良好である	分布制限なし	C	実績がやや良好でない	D	実績が良好でない	評語	内容	分布制限	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	職位における期待水準である	分布制限なし	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる
評語	内容	分布制限																																
S	実績が特に良好である (Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の10%以内																																
A		対象者数の30%からSの数を除いた数以内																																
B	実績が良好である	分布制限なし																																
C	実績がやや良好でない																																	
D	実績が良好でない																																	
評語	内容	分布制限																																
S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内																																
A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																																
B	職位における期待水準である	分布制限なし																																
C	職位における期待水準を下まわる																																	
D	職位における期待水準を大きく下まわる																																	
評価結果等の活用	評価結果を、人事配置及び給与へ反映させるとともに、能力開発に活用している。																																	
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）																																	

<教育委員会（県立学校）>

評価制度の概要	・ 目標による管理の手法 ・ 実績（目標の達成状況）及び行動プロセス（能力、意欲等）を総合的に評価、教職員は併せてチームワーク行動を評価 ・ 複数の評価者による評価 ・ 評価結果のフィードバック ・ 評価結果の活用（人材育成、人事管理、給与への反映等） ・ 体系的な評価者研修の実施 ・ 苦情相談窓口の設置、苦情対応制度の整備																		
対象職員	・ 全ての職員（埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。）																		
評価期間等	・ 基準日：２月１日 ・ 評価期間：基準日の属する年度の４月１日から翌年の３月３１日まで																		
評価の基準	実績及び行動プロセスの総合評価基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている</td></tr> <tr> <td>B</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである</td></tr> <tr> <td>C</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td></tr> <tr> <td>D</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td></tr> </tbody> </table> チームワーク行動の評価者評価の基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。</td></tr> <tr> <td>B</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある</td></tr> <tr> <td>C</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td></tr> </tbody> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である																		
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
評価結果等の活用	教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。 評価結果を基礎資料として、次年度の昇給及び勤勉手当へ反映させる。																		
その他	評価者研修テキスト（管理職向け）、教職員評価システムの手引き（教職員向け）を整備																		

<警察本部長>

評価制度の概要	人事評価は、実績評価及び能力評価の区分により実施している。 1 実績評価 目標設定方式による評価、及び所掌する業務に対する成果やその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。 2 能力評価 標準職務遂行能力に基づき、職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。
対象職員	採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員
評価期間等	実績評定及び能力評定 (1) 評定日 : 12月1日 (2) 評定期間 : 12月1日～翌11月30日
評価の基準	1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 Dやや劣る～劣る E：大きく劣る 2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上
評価結果等の活用	評価結果を人事管理に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力ある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。
その他	人事評価の公平性を認識させるため、評価者に対する指導及び教養を実施した。

3-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費
令和6年度	人 7,374,294	千円 2,116,066,737	千円 47,678,775	千円 581,107,930	% 27.5	% 26.2

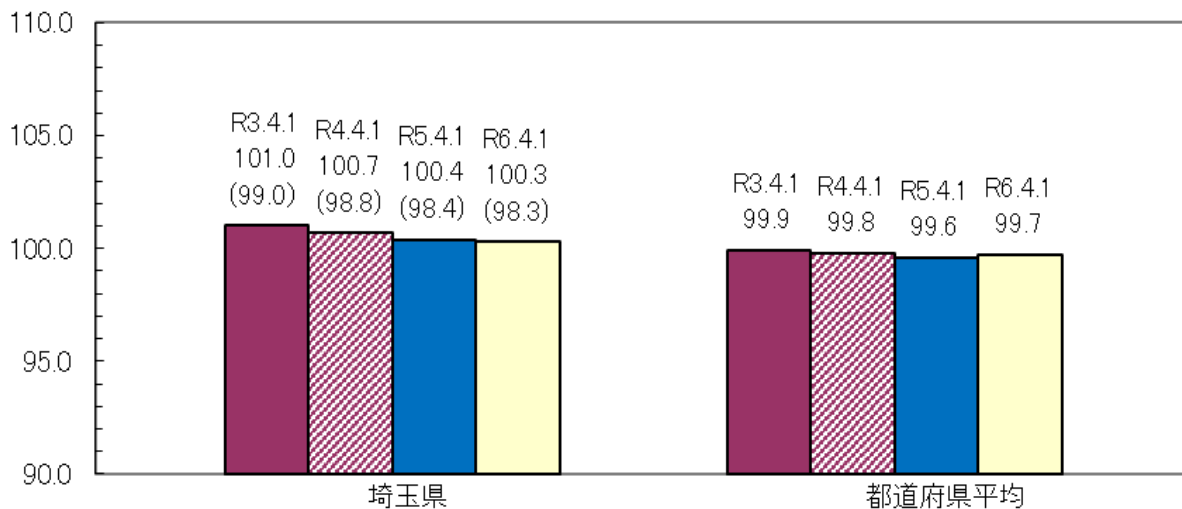
(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A 給 料
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 62,034	千円 264,148,514	千円 63,794,891	千円 114,371,743	千円 442,315,148	千円 7,130

- (注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 職員手当には退職手当を含みません。
3 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。
4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

（3）ラスパイレ指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレ指数を指します。地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレ指数です。（補正前のラスパイレ指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.7 歳	327,898 円	425,465 円
技能労務職	54.2 歳	316,323 円	370,015 円
高等学校等教育職	42.3 歳	372,252 円	440,366 円
小中学校教育職	39.6 歳	364,402 円	428,949 円
警察職	38.7 歳	354,438 円	528,371 円

(注) 1 職種の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表によります。（以下同じ）

一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員を除く）及び事務職給料表適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

高等学校等教育職・・・教育職給料表(1)適用者並びに高等看護学院及び農業大学の教員

小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者

警察職・・・公安職給料表適用者

2 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	228,735 円	237,658 円
	高校卒	197,203 円	210,282 円
技能労務職	高校卒	201,766 円	213,932 円
	中学卒	188,281 円	201,766 円
高等学校教育職	大学卒	255,502 円	265,743 円
	高校卒	211,803 円	229,749 円
小中学校教育職	大学卒	255,502 円	265,743 円
警察職	大学卒	265,033 円	275,172 円
	高校卒	241,916 円	249,216 円

(注) 高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学の教員を除いたもの

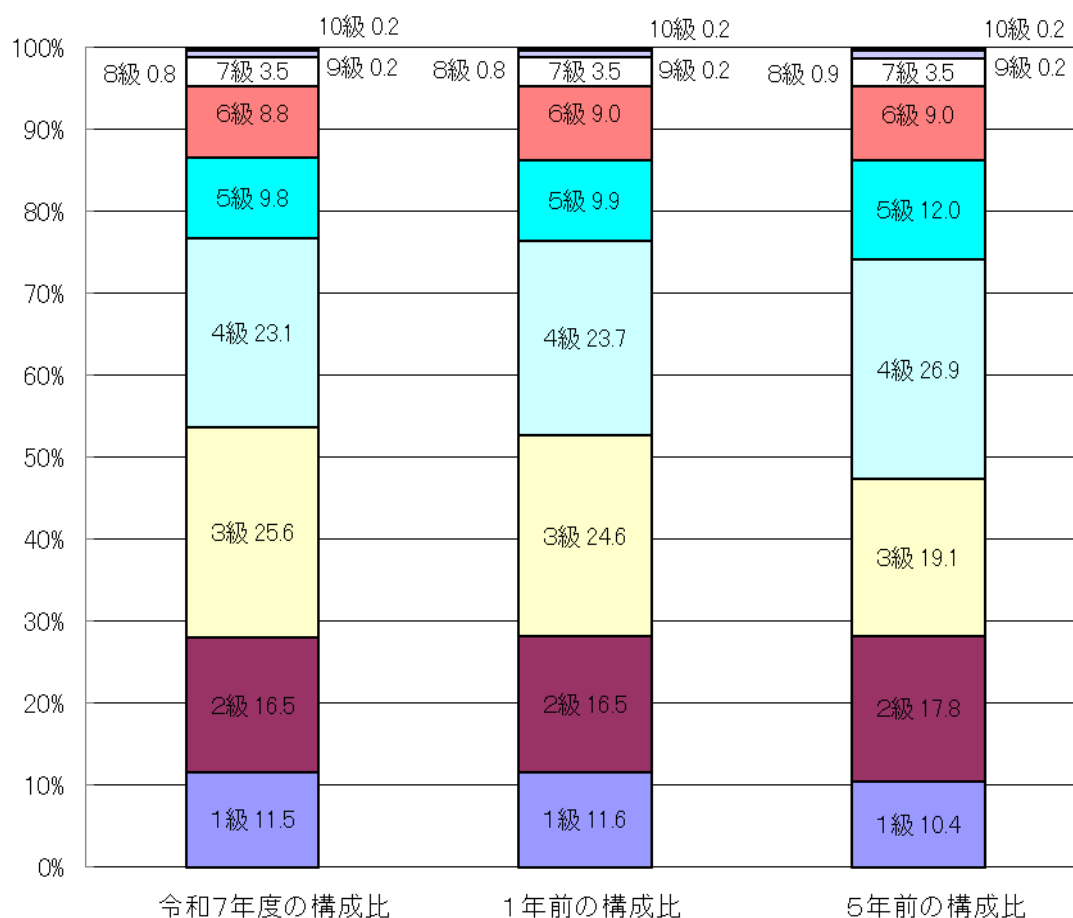
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	305,906 円	377,004 円
	高校卒	272,457 円	329,845 円
技能労務職	高校卒	—	—
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	361,252 円	421,372 円
	高校卒	293,331 円	330,623 円
小中学校教育職	大学卒	361,728 円	418,542 円
警察職	大学卒	328,945 円	405,339 円
	高校卒	303,701 円	375,823 円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査主任	主査	主幹	副課長主幹	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職員数	人 1,068	人 1,542	人 2,394	人 2,159	人 913	人 817	人 325	人 76	人 18	人 15	人 9,327
構成比	% 11.5	% 16.5	% 25.6	% 23.1	% 9.8	% 8.8	% 3.5	% 0.8	% 0.2	% 0.2	% 100.0

- (注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。
副部長級以上の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（2～0号給）を決定。
課所長級の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（8～0号給）を決定。
副課長級以下の職員については、能力評価結果に基づき、昇給の号給数（5以上～0号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼 玉 県	国
1人当たりの平均支給額（令和6年度決算） 1,708千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4月分 1.0月分)	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4月分 1.0月分)
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、定年再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。実績評価結果に基づき、5段階の支給割合を決定。なお、暫定再任用職員については4段階の支給割合を決定。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

埼 玉 県	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たりの平均支給額（自己都合）（勸奨・定年） (令和6年度決算) 2,435千円 21,942千円	

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績（令和6年度決算）		22,776,863千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		367千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	9,154人
東京都特別区等	11.5%	20人

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	3,098,600千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	128千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）	38.9%
手当の種類（手当数）	28手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額 17,000 円 日額 650 円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額 9,700 円～20,000 円 日額 320 円
介助及び汚物処理 作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の 作業	月額 8,000 円 日額 320 円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額 370 円～400 円 月額 12,500 円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する 職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額 340 円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額 370 円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する 職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額 370 円
し尿処理施設等 検査手当	環境管理事務所等に勤務する 職員	し尿処理施設又は浄化槽の 立入検査等	日額 320 円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額 370 円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する 職員	人体に有害なガスの発生を伴う 業務	日額 300 円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用しての撮影 又は透視作業	日額 320 円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額 320 円～4,000 円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する 職員	用地取得等の交渉業務	日額 650 円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する 職員	重大な災害が発生した道路等での 応急作業等	日額 610 円～730 円
特殊現場作業手当	農林振興センター等 に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での 工事作業等	日額 320 円～370 円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1 体 800 円～2,500 円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務 1 回 2,150 円～ 7,300 円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務 1 回 410 円～ 1,600 円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	搜索救難の業務	1 時間 1,900 円

警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額 460 円等
東日本大震災対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災に対処するための原発敷地内等での業務	日額 660 円～13,300 円
原子力災害対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災以外の原子力災害に対処するための原発敷地内等での業務	日額 40,000 円を超えない範囲内の額
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2 年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	日額 290 円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1 時間 1,200 円～1,800 円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	月額 20,000 円 日額 180 円～400 円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額 900 円～16,000 円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額 200 円
夜間学級担当手当	本務として夜間学級に勤務する職員	夜間学級の担当等	月額 21,000 円 日額 730 円

(注) 令和 6 年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	13,090,228 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	591 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	12,704,621 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	575 千円

(注) 1 令和 6 年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

- 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。
- 夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和 6 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和 6 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者 3,000 円、子 11,500 円等	同		千円 5,150,232	千円 245
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高 28,000 円	同		千円 4,647,840	千円 327
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 310,000 円（又は 51,600 円）以内	同		千円 79,645	千円 2,343
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 （原則として 6 カ月定期券価額）	同		千円 6,602,254	千円 120
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		

単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円＋加算額	同		千円 15,647	千円 319
在宅勤務等手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円（上限3,000円／月）	異	日額でも支給	千円 － (令和7年4月1日新設)	千円 － (令和7年4月1日新設)
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4%～8%	同		千円 －	千円 －
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する学校職員に支給 → 支給率4～16%	同		千円 －	千円 －
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,058,554	千円 283
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		千円 1,324,285	千円 1,059
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 84,474	千円 525
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 －	千円 －
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～139,600円	同		千円 3,143,154	千円 819
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 → 月額2,000～8,000円			千円 2,310,667	千円 64
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 → 各級ごとに定額（月額） 夜間勤務1回につき730円（日額）			千円 174,503	千円 302
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額（月額）			千円 215,678	千円 354
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行う職員（管理職を除く。）に支給 → 支給率6%			千円 22,267	千円 237

（注） 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(10) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,420,000円		
	副知事	1,134,000円		
報 酬	議 長	1,144,000円		
	副議長	1,016,000円		
	議 員	927,000円		
期 末 手 当	知 事 副知事	(令和6年度支給割合) 3.45月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.45月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事 副知事	$1,420,000円 \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.60$ $1,134,000円 \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.46$	40,896,000円 25,038,720円	任期毎 任期毎

- (注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。
2 令和6年12月1日から当分の間、知事の期末手当の支給割合を据え置いています（年間3.40月）。

3-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 1,722,145	千円 ▲36,688	千円 180,508	% 10.5	% 11.3

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費22,647千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 23	千円 96,189	千円 32,657	千円 41,441	千円 170,287	千円 7,404

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
39.0歳	358,393円	556,142円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（令和6年度決算） 1,689千円	
(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.5月分	2.1月分
(1.4月分)	(1.0月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和7年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和6年度決算)	1,135千円	0千円

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(ウ) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		8,146千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		326千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	25人

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績（令和6年度決算）			2,602千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			174千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）			60.0%
手当の種類（手当数）			4手当
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円
災害応急作業等手当	右の業務に従事する職員	重大な災害の発生又は発生するおそれがある水道施設等において行う巡回監視又は応急作業等	巡回監視従事610円 応急作業等従事730円

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	12,033千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	524千円
支給実績 (令和5年度決算)	8,731千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	380千円

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者3,000円、子11,500円等	同		千円 1,812	千円 259
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 2,602	千円 372
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 310,000円 (又は51,600円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 3,694	千円 154
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			

単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円＋加算額	同		千円 0	千円 0
在宅勤務等 手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円（上限3,000円／月）	同		千円 － (令和7年4月1日新設)	千円 － (令和7年4月1日新設)
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4～8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,535	千円 67
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		千円 6	千円 6
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 －	千円 －
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 1,812	千円 906

（注） 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 水道用水道事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 42,221,608	千円 367,074	千円 2,492,841	% 5.9	% 5.3

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費723,350千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 352	千円 1,426,395	千円 482,531	千円 619,113	千円 2,528,039	千円 7,182

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
41.8歳	368,914円	580,446円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（令和6年度決算）	
1,704千円	
（令和6年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.5月分	2.1月分
（1.4月分	1.0月分）
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和7年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和6年度決算)	11,922千円	22,107千円

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(ウ) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		121,183千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		346千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	351人
東京都特別区等	11.5%	0人

（注） 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		42,393千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		165千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）		73.5%	
手当の種類（手当数）		4手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円
災害応急作業等手当	右の業務に従事する職員	重大な災害の発生又は発生するおそれがある水道施設等において行う巡回監視又は応急作業等	巡回監視従事610円 応急作業等従事730円

（注） 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	166,855千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	522千円
支給実績（令和5年度決算）	147,417千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	466千円

（注） 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者3,000円、子11,500円等	同		千円 35,223	千円 259
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 32,737	千円 342
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 310,000円(又は51,600円)以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 49,427	千円 154

	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円＋加算額	同		千円 0	千円 0
在宅勤務等 手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円（上限3,000円／月）	同		千円 － (令和7年4月1日新設)	千円 － (令和7年4月1日新設)
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4～8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 25,267	千円 79
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,050円～31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 168	千円 6
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 －	千円 －
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 30,942	千円 999

（注） 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(3) 地域整備事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 2,404,263	千円 167,693	千円 174,549	% 7.3	% 3.3

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費231,085千円を含みません。

3 造成した産業団地の売却実績で、「総費用」が変動するため、年度により「総費用に占める職員給与費比率」が大きく異なることがあります。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 47	千円 192,737	千円 56,068	千円 86,933	千円 335,738	千円 7,144

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
41.7歳	388,351円	620,951円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（令和6年度決算）	
1,813千円	
(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.5月分	2.1月分
(1.4月分)	(1.0月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和7年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和6年度決算)	0千円	0千円

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(ウ) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		16,835千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		359千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	47人

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績（令和6年度決算）			1,194千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			50千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）			51.1%
手当の種類（手当数）			2手当
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	地域整備事務所に勤務する職員	団地造成又は地域振興施設整備に関する現場業務等	月額7,800円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	17,417千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	425千円
支給実績 (令和5年度決算)	17,944千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	428千円

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者3,000円、子11,500円等	同		千円 5,834	千円 254
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 2,973	千円 372
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 310,000円(又は51,600円)以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 （原則として6カ月定期券価額）	同		千円 5,213	千円 128
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円＋加算額	同		千円 0	千円 0
在宅勤務等 手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務す ることを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円（上限3,000円／月）	同		千円 - (令和7年4月1日新設)	千円 - (令和7年4月1日新設)

特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4～8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 62	千円 2
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 12	千円 6
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 6,478	千円 1,080

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 51,546,880	千円 △2,403,046	千円 783,919	% 1.5	% 1.5

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費455,455千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 126	千円 529,261	千円 182,067	千円 240,310	千円 951,637	千円 7,493

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には、退職手当を含みません。

3 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
43.8歳	387,829円	645,338円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(令和6年度決算)	
2,038千円	
(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.5月分	2.1月分
(1.4月分)	(1.0月分)
(加算措置の状況)	
職務上の段階、職務の等級による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数字であり、現在、審議中です。

2 ()内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和7年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和6年度決算)	(自己都合) 136千円	(勸奨・定年) 0千円

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(ウ) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		47,001千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		370千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	137人
東京都特別区等	11.5%	0人

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		169千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		3千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度決算)		44.9%	
手当の種類 (手当数)		6手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	日額320円
用地交渉等手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での工事作業等	日額370円
災害応急作業等手当	下水道事務所に勤務する職員	重大な災害が発生した下水道施設での応急作業等	日額610円～730円
公害調査等業務手当	下水道事務所に勤務する職員	ガス、粉じん等の有毒物、高熱、騒音等を発散する場所において行う調査の業務	日額370円

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	77,198千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	813千円
支給実績 (令和5年度決算)	50,656千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	545千円

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ4月1日現在の職員総数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者3,000円、子11,500円等	同	-	千円 16,299	千円 281
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高28,000円	同	-	千円 10,763	千円 326
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 →310,000円(又は51,600円)以内	同	-	千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同	-	千円 15,003	千円 147
	②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	同	-		
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →30,000円+加算額	同	-	千円 138,000	千円 138,000
在宅勤務等手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務 することを命ぜられた職員に支給 →月額3,000円 日額 140円(上限3,000円/月)	同	-	千円 - (令和7年4月1日新設)	千円 - (令和7年4月1日新設)
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員 に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	-	千円 1,213	千円 31
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき2,000円~18,000円	同	-	千円 1,113	千円 80
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの 間(深夜)に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	-	千円 156	千円 6
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同	-	千円 14,437	千円 1,031

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

（１）勤務時間の状況（令和７年４月１日現在）

ア １週間の勤務時間

３８時間４５分

イ 勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前８時３０分	午後５時１５分	午後０時００分～午後１時００分

（注）勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

（２）年次有給休暇の使用状況（令和６年１月１日～令和６年１２月３１日）

令和６年の職員１人当たりの平均使用日数：１１．８日

（３）病気休暇の取得状況（令和６年４月１日～令和７年３月３１日）

（単位：人）

任命権者名	取得者数
知事等	４８２
教育委員会	１，７４４
警察本部長	３７８
計	２，６０４

（４）特別休暇の状況（令和７年４月１日現在）

種 類	付与日数
１ 出産休暇	出産予定日６週間前の日から産後８週間を経過するまでの期間
２ 通院休暇	妊娠満２３週まで ４週間に１回 満２４週から満３５週まで ２週間に１回 満３６週から出産まで １週間に１回 産後１年まで １回
３ 通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて１日を通じて１時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
４ 妊娠障害休暇	１４日の範囲内において必要と認められる期間
５ 育児休暇	１日２回（１日を通じて９０分を超えない範囲内）
６ 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において７日（義務教育終了前の子が２人以上の場合は１０日）の範囲内の期間）
７ 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において３日の範囲内の期間）

8 短期介護休暇	要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）																													
9 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間																													
10 忌引休暇	<table><tr><th>親族</th><th colspan="2">日数</th></tr><tr><td>配偶者</td><td colspan="2">10日</td></tr><tr><td></td><th>血族</th><th>姻族</th></tr><tr><td>1親等直系尊属</td><td>7日</td><td>3日</td></tr><tr><td>1親等直系卑属</td><td>7日</td><td>1日</td></tr><tr><td>2親等直系尊属</td><td>3日</td><td>1日</td></tr><tr><td>2親等直系卑属</td><td>1日</td><td>—</td></tr><tr><td>2親等傍系者</td><td>3日</td><td>1日</td></tr><tr><td>3親等傍系尊属</td><td>1日</td><td>—</td></tr></table>			親族	日数		配偶者	10日			血族	姻族	1親等直系尊属	7日	3日	1親等直系卑属	7日	1日	2親等直系尊属	3日	1日	2親等直系卑属	1日	—	2親等傍系者	3日	1日	3親等傍系尊属	1日	—
親族	日数																													
配偶者	10日																													
	血族	姻族																												
1親等直系尊属	7日	3日																												
1親等直系卑属	7日	1日																												
2親等直系尊属	3日	1日																												
2親等直系卑属	1日	—																												
2親等傍系者	3日	1日																												
3親等傍系尊属	1日	—																												
11 父母等の追悼のための休暇	1日																													
12 夏季休暇	5日																													
13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間																													
14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間																													
15 災害等における退勤時の危険回避の場合	その都度必要と認められる期間																													
16 災害による住居の被災の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																													
17 結婚休暇	7日の範囲内の期間																													
18 出生サポート休暇	5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合は、10日）の範囲内の期間																													
19 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																													
20 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																													
21 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間																													
22 献血休暇	その都度必要と認められる時間																													
23 ボランティア休暇	1の年において5日（委員会と協議して定めるときは10日）の範囲内の期間																													

(5) 介護休暇の取得状況 (令和6年度)

(単位:人)

	介護休暇 取得者数	要介護者(職員との続柄別)							
		配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	13	4	6	2	0	0	1	0	0
女性職員	24	3	11	10	0	0	0	0	0
計	37	7	17	12	0	0	1	0	0

(単位:人)

	計	介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超
男性職員	13	6	1	1	1	1	3
女性職員	24	11	3	1	2	2	5
計	37	17	4	2	3	3	8

(6) 介護時間の取得状況 (令和6年度)

(単位:人)

	介護時間 取得者数	要介護者数(職員との続柄別)							
		配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	4	1	3	0	0	0	0	0	0
女性職員	13	0	9	4	0	0	0	0	0
計	17	1	12	4	0	0	0	0	0

(単位:人)

	計	介護時間承認期間					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
男性職員	4	4	0	0	0	0	0
女性職員	13	4	4	0	1	0	4
計	17	8	4	0	1	0	4

5 職員の休業に関する状況（令和6年度）（市町村立学校教職員を除く。）

（1）修学部分休業の状況

ア 取得状況等（令和6年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	2	0	2	0	0	0	0	0
女性職員	2	2	0	0	0	0	0	0
計	4	2	2	0	0	0	0	0

イ 1週間の取得時間（平均）（同上）（単位：人）

	取得者数	1週間の取得時間（平均）			
		5時間以下	5時間超 10時間以下	10時間超 15時間以下	15時間超
男性職員	2	1	0	1	0
女性職員	2	1	1	0	0
計	4	2	1	1	0

（2）自己啓発等休業の状況

ア 取得状況等（令和6年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	取得事由						
		大学院	大学	外国の 大学院・大学	その他 教育施設	JICA等	姉妹 都市等	その他 奉仕活動
男性職員	3	0	1	1	0	1	0	0
女性職員	2	0	0	0	0	2	0	0
計	5	0	1	1	0	3	0	0

イ 承認期間（同上）（単位：人）

	承認期間			
	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	合計
男性職員	0	3	0	3
女性職員	0	1	1	2
計	0	4	1	5

（3）配偶者同行休業の状況

ア 取得者数等（令和6年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学にお ける修学	その他
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	3	3	0	0	0
計	3	3	0	0	0

イ 承認期間（同上）（単位：人）

	承認期間			
	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	合計
男性職員	0	0	0	0
女性職員	1	0	2	3
計	1	0	2	3

(4) 育児休業等の状況

ア 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取得者数

(単位：人)

		育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数	令和6年度中に新たに育児休業等が取得 可能となった職員数
男性職員	a	1,001	9	44	1681
	b	971	9	44	
	c	0	0		
	d	30			
女性職員	a	1,182	205	466	1156
	b	1,176	205	466	
	c	0	0		
	d	6			
計	a	2,183	214	510	2837
	b	2,147	214	510	
	c	0	0		
	d	36			

(注) a段は、令和6年度中に育児休業等を取得した者の数の合計、b段は、令和6年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、c段は、条例で定める特別な事情により再度の育児休業又は育児短時間勤務を取得した者の数、d段は、育児休業を取得後、再び育児休業を取得した者の数（c段に属するものを除く）です。

イ 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認期間（令和6年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間						合計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	818	151	9	2	0	0	980
女性職員	86	306	243	243	119	179	1,176
計	904	457	252	245	119	179	2,156

(イ) 育児短時間勤務承認期間

(単位：人)

	育児短時間勤務承認期間				合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員	1	1	1	6	9
女性職員	11	10	10	174	205
計	12	11	11	180	214

(ウ) 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	35	7	1	0	1	0	44
女性職員	307	88	17	19	35	0	466
計	342	95	18	19	36	0	510

(単位：人)

	1日の部分休業承認期間（平均）				合計
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	
男性職員	13	12	10	9	44
女性職員	92	194	113	67	466
計	105	206	123	76	510

(5) 大学院修学休業の状況

ア 取得者数 (単位：人)

	取得者数
男性職員	0
	2
女性職員	1
	0
計	1
	2

(注) 上段は、令和6年度中に新たに大学院修学休業を取得した者の数、下段は、大学院修学休業の期間が令和5年度以前から令和6年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 許可期間 (令和6年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員について)

(単位：人)

	修学期間			合計
	1年	2年	3年	
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	1	0	1
計	0	1	0	1

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

(単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
0	0	0	0	1,029	1,004	0	0	1,029	1,172	0	0

(2) 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、 第2項第1号)	0	0	0	0	1,028	1,002	0	0	1,028	1,002	0	0
職に必要な適格性を欠く 場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過 員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴され た場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0
条例に定める事由による 場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	1	0	0	0	1	168	0	0
合計	0	0	0	0	1,029	1,004	0	0	1,029	1,172	0	0
法第28条第4項により失 職した者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 懲戒処分者数

(単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
9	16	14	13	9	10	18	17	50	56

(4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	2	7	3	5	3	2	15	7	23	21
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	2	1	1	2	0	0	0	0	3	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	5	8	10	6	6	8	3	10	24	32
合計	9	16	14	13	9	10	18	17	50	56

7 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

（1）職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定されています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

（2）職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出事務処理に関する留意事項、関係業者等との接触に関する遵守事項などを具体的に定めたものです。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規定は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

（3）サービス規律の遵守に関する取組

ア 令和6年度に行った主な取組

任命権者	取組内容
知事等	「倫理推進員研修会」 7月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。 「部課所長会議」 部課所長会議等を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会	事務局においては、不祥事根絶強化運動期間を定め、「全員でつくる、不祥事を起こさせない職場」をテーマに職場研修を実施した。 県立学校においては、校長会議等の各種会議での指示や通知文書の発出により、各校において職員会議や研修会等の場を通じて所属職員へのサービス規律の徹底を図ることを指導した。
警察本部長	・ 警察学校における採用時教養及び各種入校課程において、職務倫理（サービスを含む）教養を実施し、職責の自覚の醸成を図った。 また、各所属における職場教養において、職務倫理（サービスを含む）に関する教養を実施し、高い倫理観の涵養と保持を図った。

イ 職員への周知の状況（令和6年度）

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、庁内LAN等	服務規律確保全般

（４）職務に専念する義務の免除（令和6年度）

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

（５）営利企業等の従事制限（令和6年度）

営利企業への従事等の制限とは、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とするものです。

営利企業への従事等については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：件）

任命権者	従事の許可件数	主な許可事例
知事等	315	大学等の非常勤講師、検定にかかる兼業、柔剣道の審判員等
教育委員会	2,454	
警察本部長	77	
計	2,846	

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理に関する条例（平成28年埼玉県条例第7号）第3条の規定に基づく任命権者への届出件数（令和5年度退職者及び令和6年度退職者）

（単位：件）

職種 \ 区分	営利法人	非営利法人	合計
一般行政職	9	27	36
研究職	0	0	0
医療職	0	2	2
教育職	0	21	21
警察職	24	19	43
企業職	4	12	16
合 計	37	81	118

9 職員の研修の状況

(1) 研修計画

任命権者	計 画
知事等 教育委員会	令和6年度県職員研修実施計画（教員を除く）
教育委員会	令和6年度教職員研修計画
警察本部長	令和6年度埼玉県警察教養計画

(2) 職員研修の実施状況

< 知事等及び教育委員会（教員を除く） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階層別基本研修	職務遂行上必要な基本知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 9コース	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～6日	2,355人
階層別選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望性の研修 31コース	希望する職員など	自治人材開発センターほか	1～3日	1,570人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 2コース	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1日	323人
特別研修	職員の意識改革を図るために実施する上記以外の研修 23コース	研修内容による	自治人材開発センターほか	1～10日	1,398人

※他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

< 教育委員会（教員） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職として必要な知識及び技能等を修得するための研修 22講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	1日～23日	5,010人
特定研修	特定の職務研修に関する専門的な知識・技能、教育課題等に関する研修 18講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	1日～11日	2,048人
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の修得を目指す研修 45講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	1～5日	3,836人
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	1～3日	572人

※他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階級別幹部任用科	職務執行する上で、指揮管理及び実務能力を修得させるため、階級区分に従い実施する研修 12課程 36回	それぞれの職務の階級区分に該当する職員	警察大学校 関東管区警察学校 埼玉県警察学校	12日間 ～60日間	499人
部門別任用科	各部門において職務を遂行する上で必要な基礎的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 4課程 6回	それぞれの部門に登用される（された）職員	埼玉県警察学校	12日間 ～26日間	208人
専科教養	特定の分野に関する専門的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 31課程 41回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	4日間～ 15日間	1,032人
講習	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を修得させるために実施 190課程 748回	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5日 ～33日	21,991人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和6年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互会
保健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 4,677人	全員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 1,595人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 4,178人	30歳及び35歳以上の希望者		○	
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 519人	26,31,41,51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 8,831人	全員（一部年齢制限あり）	○	○	
元気回復	スポーツ大会	バレーボール等 2,389人	各所属	○	○	○
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 28,135人	全員		○	
	その他	サークル活動の促進 21件	該当団体		○	
その他	ライフプラン	年代別セミナーの開催 237人	20歳以上の希望者	○	○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和6年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互会
保 健	定期健診 (課・所・館)	胸部X線、尿・血液検査等 548人	全員	○		
	定期健診 (県立学校)	尿・血液検査等 9,052人	全員	○		
	結核健診 (県立学校)	胸部X線 8,915人	全員	○		
	がん検診	胃 2,474人	35歳以上希望者等	○		
	人間ドック	1泊ドック、1日ドック、脳ドック等 26,508人	希望者		○	○
	その他	健康相談、健康教育	全員	○		
元気回復	マイ リフレッシュ	健康増進、元気回復、心身のリフレッシュ 50,382件	全員		○	○
その他	ライフプラン セミナー	セミナーのオンライン開催	全員	○	○	○

＜警察本部長＞

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和6年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査等 6,750人	全員 (人間ドック希望者を除く)	○		
	人間ドック	胸部X線撮影、尿検査等 5,747人	希望者		○	
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA等 150人	希望者		○	
	がん検診	胃、大腸、前立腺、婦人科 7,818人	希望者 (一部年齢制限有り)	○	○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング	全員	○	○	
元気回復	アフターファイブセレクション	スポーツ、文化、健康管理、育児・介護の分野選択 11,121人	全員			○
その他	ライフプラン	年代別セミナー開催 1,238人	該当者	○	○	

(2) 共済制度
＜知事等＞

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和6年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付（健康保険）						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 314,019件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 2,546件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 0件	該当者		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等給付、一部負担金 2,088件	該当者		○	
長期給付（年金）	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 439件	該当者		○	

＜教育委員会＞

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和6年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 1,325,791件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 23,418件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 1件	該当者		○	
その他 給付	附加給付等	家族療養費附加金等附加給付、 一部負担金払戻金 12,747件	該当者		○	
長期給付 (年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 1,729件	該当者		○	

＜警察本部長＞

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和6年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 416,247 件	該当者		○	
		育児休業手当金等 2,881 件	該当者		○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 2,631 件	該当者		○	
年金給付 (年金)	厚生年金等の進達	老齢厚生年金等 489件	該当者		○	

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数（令和6年度）（単位：件）

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	31	21	52
教育委員会	385	38	423
警察本部長	169	26	195
計	585	85	670

人事行政の運営等の状況の報告・条例第4条関係

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況（令和6年度）

（1）採用試験の実施状況（令和6年度）

ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加1内の年齢は令和6年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	- 平成6年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人（21歳～29歳） - 平成15年4月2日以降に生まれた人で、令和7年3月までに大学卒業（見込み）又は人事委員会が同等の資格があると認める人 - 福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和7年3月31日までに資格取得見込みの人	【一般行政（DX）以外】 第1次試験日 令和6年6月16日 第2次試験日 令和6年7月8日～8月13日 【一般行政（DX）】 第1次試験日 令和6年5月25日 第2次試験日 令和6年6月11日	【一般行政（DX）以外】 第1次合格発表日 令和6年6月25日 最終合格発表日 令和6年8月27日 【一般行政（DX）】 第1次合格発表日 令和6年6月4日 最終合格発表日 令和6年6月28日	【一般行政（DXを除く）、警察事務】 第1次試験 教養試験 択一式50問出題（選択解答制） 40問解答 120分 専門試験 択一式50問出題（選択解答制） 40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接 適性検査 【一般行政（DX）】 第1次試験 専門試験 択一式40問 90分 論文試験 1題 90分 適性検査 第2次試験 人物試験 個別面接 【専門職】 第1次試験 専門試験 択一式40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 90分 人物試験 個別面接 適性検査
	一般行政（DX）				
	福祉				
	心理				
	設備				
	設備（警察）				
	総合土木				
	建築				
	化学				
	農業				
	林業				
警察事務職員採用上級試験					第2次試験 人物試験 個別面接 【専門職】 第1次試験 専門試験 択一式40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 90分 人物試験 個別面接 適性検査
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験					第1次試験 教養試験 択一式50問出題（選択解答制） 40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接 適性検査

免許資格職職員 採用試験	薬剤師	・昭和63年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人(23歳～35歳)で、薬剤師免許を有する人又は令和7年春期の国家試験で取得見込みの人 ・平成13年4月2日以降に生まれた人で、令和7年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は令和7年春期の国家試験で取得見込みの人	第1次試験日 令和6年5月25日	第1次合格発表日 令和6年6月19日	第1次試験 論文試験 1題 90分 適性検査
	獣医師	・昭和63年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人(23歳～35歳)で、獣医師免許を有する人又は令和7年春期の国家試験で取得見込みの人 ・平成13年4月2日以降に生まれた人で、令和7年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は令和7年春期の国家試験で取得見込みの人	第2次試験日 令和6年7月2日～4日	最終合格発表日 令和6年7月26日	第2次試験 人物試験 個別面接
	保健師	・昭和63年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人(20歳～35歳)で、保健師免許を有する人又は令和7年春期の国家試験で取得見込みの人 ・平成16年4月2日以降に生まれた人で、令和7年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、保健師免許を有する人又は令和7年春期の国家試験で取得見込みの人			
職員採用 初級試験	一般事務	・平成15年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人(17歳～20歳)	第1次試験日 令和6年9月29日	第1次合格発表日 令和6年10月9日	【一般事務、警察事務、小・中学校事務】 第1次試験 教養試験 択一式50問 120分 第2次試験 作文試験 1題 60分 人物試験 個別面接 適性検査 【設備、総合土木】 第1次試験 専門試験 択一式40問 120分 第2次試験 作文試験 1題 60分 人物試験 個別面接 適性検査
	設備		第2次試験日 令和6年10月17日～11月1日	最終合格発表日 令和6年11月27日	
	総合土木				
警察事務職員採用初級試験					
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験					

免許資格職職員 採用試験	司書	・平成6年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、司書の資格を有する人又は令和7年3月31日までに取得見込みの人			第1次試験 専門試験 択一式40問 120分 第2次試験 論文試験 1題 60分 人物試験 個別面接 適性検査
経験者職員 採用試験	一般行政	・昭和39年4月2日以降に生まれた人(60歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上有する人 ② 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上有する人 ③ 民間企業等における職務経験を9年以上有する人 ・福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和7年3月31日までに資格取得見込みの人	第1次試験日 令和6年9月29日 第2次試験日 令和6年11月2日～11月10日	第1次合格発表日 令和6年10月22日 最終合格発表日 令和6年11月27日	【一般行政(DXを除く)】 第1次試験 教養試験 択一式25問 75分 論文試験 1題 75分 適性検査 第2次試験 人物試験 個別面接 【一般行政(DX)】 第1次試験 論文試験 1題 90分 適性検査 第2次試験 専門試験(口述式) 30分 人物試験 個別面接 【専門職】 第1次試験 論文試験 1題 90分 適性検査 第2次試験 人物試験 個別面接
	一般行政(DX)				
	福祉				
	心理				
	設備				
	総合土木				
	建築				
警察官(巡査) 採用試験 県内第1回試験	I類	・平成元年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和6年5月12日	第1次合格発表日 令和6年5月24日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分
	II類	・平成元年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人(19歳～34歳)で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業した人又は令和6年3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 令和6年6月1日～6月30日	最終合格発表日 令和6年8月16日	論(作)文試験 1題 60分 (※) ※評価は第2次試験において行う 第2次試験 人物試験 個別面接、 適性検査 身体検査 体力検査
	III類	・平成元年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人で、I類・II類に該当しない人(18歳～34歳)			
	国際捜査 I類	・前記I類の受験資格を有する人で語学(受験言語)が堪能な人			
	武道・体育 指導I類	・前記I類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上(大学卒業見込みの人に限り3段を含む。)の人			国際捜査I類、サイバー犯罪捜査I類、II類

	サイバー犯罪捜査Ⅰ類	・前記Ⅰ類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（ＩＴパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。）に合格している人及び合格する見込みの人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する人又は有する見込みの人			第1次試験 専門試験Ⅰ 記述式 90分 論（作）文試験 1題 60分 （※） ※評価は第2次試験において行う
	サイバー犯罪捜査Ⅱ類	・前記Ⅱ類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（ＩＴパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。）に合格している人及び合格する見込みの人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する人又は有する見込みの人			第2次試験 専門試験Ⅱ 口述式 人物試験 個別面接、 適性検査 身体検査 体力検査
警察官（巡査） 採用試験 県内第2回試験	Ⅰ類	・平成元年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和6年9月15日 第2次試験日 令和6年10月5日～ 10月27日	第1次合格発表日 令和6年9月30日 最終合格発表日 令和6年12月20日	
	Ⅱ類	・平成元年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人（19歳～34歳）で、短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業した人又は令和7年3月までに卒業見込みの人等			
	Ⅲ類	・平成元年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人で、Ⅰ類・Ⅱ類に該当しない人（17歳～34歳）			
	武道・体育指導Ⅰ類	・前記Ⅰ類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上（大学卒業見込みの人に限り3段を含む。）の人			
警察官（巡査） 採用試験 県外試験	Ⅰ類	・平成元年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和6年5月12日 第2次試験日 令和6年7月13日	第1次合格発表日 令和6年5月23日 最終合格発表日 令和6年10月31日	県内試験に準ずる。
警察官（巡査） 採用試験 県外試験	Ⅲ類	・平成元年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人で、Ⅰ類に該当しない人（17歳～34歳）	第1次試験日 令和6年9月22日 第2次試験日 令和6年11月9日	第1次合格発表日 令和6年10月3日 最終合格発表日 令和7年1月15日	

イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
職員採用上級試験	一般行政	人 230	人 1,341	人 921	人 846	人 680	人 389	倍 2.4
	一般行政（DX）	2	52	20	16	15	3	6.7

	福祉	28	101	71	68	53	32	2.2
	心理	21	69	52	47	40	21	2.5
	設備	29	26	20	19	15	12	1.7
	設備（警察）	2	5	3	3	3	1	3.0
	総合土木	35	97	64	60	43	28	2.3
	建築	5	20	15	15	11	8	1.9
	化学	11	38	24	23	20	14	1.7
	農業	12	59	49	43	38	16	3.1
	林業	1	18	10	8	6	3	3.3
警察事務職員採用上級試験		17	148	103	64	50	24	4.3
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		18	140	96	73	60	20	4.8
免許資格職職員採用試験	薬剤師	1	38	30	16	15	4	7.5
	獣医師	18	33	29	28	26	21	1.4
	保健師	13	83	72	53	49	20	3.6
	司書	5	114	100	21	20	5	20.0
職員採用初級試験	一般事務	13	180	143	74	50	28	5.1
	設備	4	4	3	2	2	1	3.0
	総合土木	3	6	6	6	5	4	1.5
警察事務職員採用初級試験		10	141	117	86	75	30	3.9
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		8	92	80	64	52	18	4.4
経験者職員採用試験	一般行政	10	139	81	30	25	9	9.0
	一般行政（DX）	3	18	9	9	9	6	1.5
	福祉	15	79	60	58	57	18	3.3
	心理	5	11	6	6	6	2	3.0
	設備	10	39	26	24	24	12	2.2
	総合土木	12	37	22	22	20	9	2.4
	建築	5	15	12	11	9	6	2.0
	農業	5	28	23	18	18	8	2.9
職員採用試験 計		551	3,171	2,267	1,813	1,496	772	2.9

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
警察官男性	I類	人 206	人 2,157	人 1,020	人 945	人 752	人 261	倍 3.9
警察官男性	II類	13	735	394	355	227	86	4.6
警察官男性	III類	85	2,237	1,016	891	661	259	3.9
警察官女性	I類	17	574	280	263	182	78	3.6
警察官女性	II類	4	321	146	133	75	23	6.3
警察官女性	III類	12	770	382	349	241	120	3.2
国際捜査	I類	4	9	7	7	7	2	3.5
武道・体育指導	I類	5	7	6	6	5	3	2.0
サイバー犯罪捜査	I類	2	11	7	3	2	1	7.0
サイバー犯罪捜査	II類	2	19	12	5	2	2	6.0
県外募集	I類	4	44	38	2	1	0	－
県外募集	III類	16	41	29	3	3	0	－
警察官採用試験 計		370	6,925	3,337	2,962	2,158	835	4.0

(2) 採用選考の実施状況（令和6年度）

ア 採用選考実施状況総括表（単位：人）

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※1	67	67
定例選考 ※2	156	96
障害者選考	134	17
就職氷河期選考	242	10

※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。

※2 定例選考の対象の職は、児童福祉司、保育士などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格 (カッコ内の年齢は令和5年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
障害者を対象とした選考	134	17	7.9	- 昭和39年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人（17歳～59歳） - 身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～6級の人 - 精神障害者保健福祉手帳を有する人 - 療育手帳又は知的障害者であることの判定書 1日7時間45分、週5日間、計38時間45分の職務の遂行が可能な人	第1次選考日 令和6年10月20日 第2次選考日 令和6年11月16日	第1次合格発表日 令和6年11月8日 最終合格発表日 令和6年12月10日	第1次選考 教養試験 択一式40問 120分 作文試験 1題 60分 第2次選考 人物試験 個別面接
就職氷河期世代を対象とした選考	242	10	24.2	- 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人（38歳～53歳） - 司書については、司書の資格を有する人又は令和7年3月31日までに取得見込みの人	第1次選考日 - 第2次選考日 令和6年10月11日～10月24日、11月1日 第3次選考日 令和6年11月29日	第1次合格発表日 令和6年10月1日 第2次合格発表日 令和6年11月22日 最終合格発表日 令和6年12月10日	第1次選考 書類選考（申込時に提出） 第2次選考 基礎能力検査 適性試験 第3次選考 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況（令和6年度）

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A/B
		受験者数 A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	人 1,979	人 1,957	人 315	人 311	人 108	人 107	人 52	倍 37.6
警部補	2,933	2,899	504	498	233	233	158	18.3
巡査部長	2,610	2,576	641	638	323	321	256	10.1

(4) 昇任選考の実施状況（令和6年度）
（単位：人）

職	被選考者数	合格者数
部長級	16	16
副部長級	59	59
課長級	92	92
副課長級	132	132
主幹級	217	217
主査級	261	261
警部	0	0
警部補	3	3
巡査部長	0	0

職員の任用に関する規則第21条の14第1項に係るもの

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		第1次試験 免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数A	合格者数			
主査級 昇任試験	人 251	人 202	人 91	人 38	人 80	倍 3.0

*申込者数には、第1次試験免除者38人を含む。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和6年10月17日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告を行った。主な内容は次のとおりである。

1 公民給与較差に基づく給与改定

(1) 月例給（令和6年4月から実施）

令和6年4月分の民間給与と職員給与との比較を行った結果、職員給与が民間給与を下回ったことから給料表を引き上げる。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B)
389,700 円	379,111 円	10,589 円 (2.79 %)

※ 民間給与との比較を行った職員の平均年齢 41.6歳

- ・ 給料表は、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ

(2) 特別給（令和6年12月から実施）

令和5年8月から令和6年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合と職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数の比較を行った結果、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の支給割合を0.09月分下回ったことから、職員の年間支給月数を4.60月に引き上げる。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.59 月	4.50 月

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

人事管理上の課題に対応し、時代の要請に即した給与制度への転換。主な内容は次のとおりである。

(1) 給料表

- ・ 初任給・若年層の水準を大幅に引上げ、特に管理職層についてより職責を重視した給与体系となるよう見直し

(2) 諸手当

- ・ 国の見直し等を踏まえ、扶養手当等を見直し

3 人事管理に関する報告（意見）

（１）人材の確保の重要性と課題

- ・ 着実に人材を獲得するための新たな採用手法の導入や、個々の職員が能力を高め存分に発揮できる職務環境の整備等の積極的な推進が必要

（２）人材確保の具体的方向

- ・ 試験実施時期の早期化や多くの民間企業の採用に導入されている基礎能力検査の活用、社会人等の受験機会の拡大などを検討し実施することが必要

（３）人材の育成

- ・ 役割・ミッションへの納得感を高めるほか、研修などによる人材育成、若手職員のキャリア形成支援や、アップスキリング、リススキリングへの支援が必要

（４）能力・実績に基づく人事管理の徹底

- ・ 人事評価の実施と活用は人材の確保・定着の観点からもより重要

（５）女性職員の活躍の推進

- ・ 引き続き、管理職登用を含めた女性職員の活躍を推進する取組が重要

（６）業務の見直しと柔軟な働き方に資するＤＸの更なる推進

- ・ ＴＸにより生み出した時間の活用に期待

（７）仕事と生活の両立支援の推進

- ・ 改正育児・介護休業法の趣旨や国の動向を踏まえた適切な対応が必要

（８）総実勤務時間の縮減（教員の働き方改革）

- ・ 教職員の働き方改革と未配置・未補充の解消に向けた一層の努力が必要

（９）心身の健康管理、ハラスメントの防止及び公務員倫理等の徹底

- ・ メンタルヘルス対策の強化、カスタマーハラスメントから職員を守るため対応の検討、後を絶たない不祥事防止のための公務員倫理の徹底が重要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

（１）令和６年度中に処理したもの

（令和７年３月３１日現在）

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和６年（措） 第１号事案	知事部局 主査級	住居手当の認定取り 消し及び返還請求の 取消し	R6.7.9	R6.10.20 取下げ （左記手続きが取り消 されたため）	
令和７年（措） 第１号事案	教育局 会計年度 任用職員	令和７年度会計年度 任用職員として採用 されること	R7.3.3	R7.3.13 却下	

処理 計２事案２件

（２）係属中のもの なし

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 令和6年度中に処理したもの

(令和7年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和5年(不) 第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R5.10.23	R6.12.19 処分承認	
令和6年(不) 第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R6.1.25	R7.3.13 処分承認	

処理 計2事案2件

(2) 係属中のもの

(令和7年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前 7事案	埼玉県教育委員会	停職、減給、戒告	S35.1.12 外	係属中 9件	

係属中 計7事案9件